令和８年度　奈良市会計年度任用職員
いじめ防止生徒指導課（スクールソーシャルワーカー）

応募締切：令和８年 11 月 30 日（月）

１．募集内容等

採用予定人数	１名
職務内容	（1）　課題を抱える児童生徒への必要に応じた支援のためのケース会議等への参加 （2）　関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整 （3）　学校内におけるチーム体制の構築及び支援 （4）　保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供 （5）　教職員等への研修活動等 （6）　奈良市教育委員会又は派遣された学校の校長が要請する児童生徒への支援に関する業務 （7）　その他奈良市教育委員会又は派遣された学校の校長が必要と認める業務
募集要件	次の要件を全て満たさなければならないものとします。 （1）　奈良市または奈良市近郊に居住していること （2）　パソコン（Word、Excel、Power Point）の基本的な操作が可能であること
受験資格	（1）　社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士のいずれかの資格を有する、又は有する見込みの者で、過去に教育や福祉の分野で活動した経験のある者が望ましい。 （2）　学校教育や社会福祉（ソーシャルワーク）に関する一定の知識を有し、スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、意欲を有する者 （3）　普通自動車運転免許証を有する者
※地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した者	

２．勤務条件等

任用期間	令和９年１月１日～令和９年３月31日
勤務日	週２日
勤務地	市立小・中学校
給与	月額　145,680円/月　週２日勤務の場合 ※期末勤勉手当の支給あり。（在職期間に応じて、支給率は変動します。） ※通勤手当相当分の支給あり（片道２㎞以上の場合。上限・要件あり）。 ※給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定する可能性があります。 ※年度途中の条例改正により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる場合があります。
勤務時間	午前８時30分から午後５時15分（休憩60分）
休日	土曜日、日曜日、月曜日から金曜日のうち所属長が指定する日及び祝日、年末年始
休暇	特別休暇　他
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の２第７項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後１か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	週２日の場合、適用はありません。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯

	罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

３．申込方法等

申込方法	以下のWeb申込フォームから必要事項を入力のうえ、お申し込みください。 （Web申込フォーム） https://logoform.jp/form/p6et/1860364
選考日時	応募受付後、書類選考を通過した方に対し、面接日時を連絡します。
試験の方法	個人面接（２０分程度）及び履歴書による書類選考
採用予定日	令和９年１月１日

問合せ・申込先

<住所>〒630-8580　奈良市二条大路南１丁目１番１号　奈良市役所

<担当課>いじめ防止生徒指導課

<電話番号>0742-34-4863

<受付時間>土日及び祝日を除く　午前９時から午後５時

※申込書に記載された個人情報は、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

※任用となった場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録（人材管理システム）に登録し、庁内で共有いたします（人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理を担うシステムであり、原則、市民等外部に公開されるものではありません。）

【別紙】（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）
（定義）
第二条（略）
７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三　児童福祉法第六十条第一項の罪
四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの